

国道政第 27 号
国鉄施第 90 号
令和 2 年 7 月 20 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

国土交通省道路局長
鉄道局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する軌道法の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 2 年法律第 41 号。以下「第 10 次地方分権一括法」という。)については、令和 2 年 6 月 3 日に成立し、6 月 10 日に公布されたところです。この第 10 次地方分権一括法において軌道法(大正 10 年法律第 76 号)の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容は下記の通りですので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願い致します。

記

第 1 改正の趣旨

現在、軌道法に規定する事務・権限のうち、高度な技術力を要さない軽微な事務・権限及び地域の実情を把握して対応すべき事務・権限等については都道府県知事が所掌している。また、指定都市においては都道府県が管理する道路が原則として存在しないにもかかわらず、指定都市内の軌道に係る事務については、都道府県が道路管理者である指定都市にその現況等を適宜確認しながら行っているところである。

これについて、今般の権限移譲によって、一の指定都市内で完結する軌道に係る事務・権限を指定都市の長へ一元化することを図るものである。これにより、より迅速かつ効率的な事務・権限の執行や軌道経営者の負担軽減に資することとなる。

第2 改正内容

一の指定都市の区域内で完結する軌道に係る事務・権限のうち、都道府県知事の所掌するものを指定都市へ移譲する。

第3 経過措置

- 1 施行日前に、改正前の軌道法（以下「旧軌道法」という。）の規定により都道府県知事がした認可等の処分その他の行為又は施行の際現に都道府県知事に対してされている認可の申請その他の行為で、施行日において、これらの行為に係る行政事務を行う者が指定都市の長となるものは、施行後は、改正後の軌道法（以下「新軌道法」という。）の相当規定により指定都市の長がした認可等の処分その他の行為又は指定都市の長に対してされた認可の申請その他の行為とみなす。
- 2 施行日前に、旧軌道法の規定により都道府県知事に対し、「帳簿の提出その他の手続をしなければならない」とされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行後は、これを、新軌道法の相当規定により指定都市の長に対して「帳簿の提出その他の手続をしなければならない」とされた事項についてその手続がされていないものとみなす。

第4 施行期日

令和4年4月1日

第5 問合せ先

(軌道一般関係)

鉄道局施設課	03-5253-8111 (内線 40843)
北海道運輸局鉄道部技術課	011-290-2733
東北運輸局鉄道部技術課	022-791-7528
関東運輸局鉄道部技術第一課	045-211-7241
北陸信越運輸局鉄道部技術課	025-285-9153
中部運輸局鉄道部技術課	052-952-8032
近畿運輸局鉄道部技術課	06-6949-6441
中国運輸局鉄道部技術課	082-228-8798
四国運輸局鉄道部技術課	087-802-6761
九州運輸局鉄道部技術課	092-472-2520

(工事施行認可等に関する手続き)

道路局路政課	03-5253-8111 (内線 37343、37345)
--------	-------------------------------

以上

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）（第10次地方分権一括法）による改正

○ 軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）（第八条関係）
 ※ 「現行」は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）第三百四条による改正後（令和二年四月一日施行）のもの
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第八条 都道府県知事（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第二十五条ヲ除キ同ジ）必要アリト認ムルトキハ道路管理者ニ道路ニ敷設スル軌道工事及之カヲ必要ヲ生シタル道路ニ関スル工事ノ全部又ハ一部ノ執行ノ指示ヲ為スコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十五条 本法ニ規定スル国土交通大臣ノ権限ニ属スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事又ハ指定都市ノ長ガ行フモノトスルコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十六条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の二、第十八条の三、第十九条の三乃至第二十一条、第二十三条第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項但書及第四項、第二十七条第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第</p>	<p>第八条 都道府県知事必要アリト認ムルトキハ道路管理者ニ道路ニ敷設スル軌道工事及之カヲ必要ヲ生シタル道路ニ関スル工事ノ全部又ハ一部ノ執行ノ指示ヲ為スコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十五条 本法ニ規定スル国土交通大臣ノ権限ニ属スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ガ行フモノトスルコトヲ得</p> <p>②（略）</p> <p>第二十六条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の二、第十八条の三、第十九条の三乃至第二十一条、第二十三条第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項但書及第四項、第二十七条第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第</p>

五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項及第二項並第五十六条の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同法第二十一条中「鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）」トアルハ「軌道の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八号）」ト、同法第二十五条第三項中「、第一項」トアルハ「、軌道法第十六条第一項」ト、「業務」トアルハ「事業又は運輸」ト、「が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつた」トアルハ「に關し公益上必要がある」ト、「又は第一項」トアルハ「又は同項」ト、同法第五十五条第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内のみにある場合に於ては、当該指定都市の長。次条において同じ。）」ト、同法第五十六条第一項及第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事」ト、同法第五十六条の二中「第五十五条第一項」トアルハ「軌道法第十三条」トス

第二十七条ノ二 軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ關スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中「表示していた」トアルハ「表示し、又は公表していた」トス

第二十七条ノ三 一ノ都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル軌道ニ付其ノ敷設スル地ガ当該指定都市ノ区域ト

五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項及第二項並第五十六条の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十一条中鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）トアルハ明治四十二年法律第二十八号ト同法第二十五条第三項中第一項トアルハ軌道法第十六条第一項ト業務トアルハ事業又は運輸トが前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたトアルハに關し公益上必要があるト同法第五十五条第二項並第五十六条第一項及第二項中国土交通大臣トアルハ国土交通大臣又は都道府県知事ト同法第五十六条の二中第五十五条第一項トアルハ軌道法第十三条トス

第二十七条ノ二 軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ關スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

（新設）

当該区域外ノ当該指定都市ヲ包括スル都道府県ノ区域トニ跨ルコトナ
リタル場合ニ於テハ其ノ変更ノ際現ニ効力ヲ有スル当該指定都市ノ長ガ
行ヒタル認可等ノ処分其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「処分等ノ行為」
ト謂フ）又ハ現ニ当該指定都市ノ長ニ為サレタル認可ノ申請其ノ他ノ行
為（以下本条ニ於テ「申請等ノ行為」ト謂フ）ハ其ノ変更以降ニ於テハ
当該都道府県ノ知事ガ行ヒタル処分等ノ行為又ハ当該都道府県ノ知事ニ
為サレタル申請等ノ行為ト看做ス

第二十七条ノ四（略）

第三十四条 第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十
四条並第二十六条ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十五条第二項
並第五十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ都道府県又ハ指定都市ガ処理
スルコトトサレタル事務ハ地方自治法第二条第九項第一号ニ規定スル第
一号法定受託事務トス

第二十七条ノ三（略）

第三十四条 第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条、第二十
四条並第二十六条ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十五条第二項
並第五十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサ
レタル事務ハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項
第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

都道府県から指定都市へ事務・権限の移譲対象となる路線 (委任政令、法施行令、法施行規則関係)

参考資料1-3

○ 一の都道府県に敷設される路線のうち、一の指定都市内で完結するもの

都道府県	市町村	軌道路線	種類
北海道	札幌市	札幌市交通局(一条線、山鼻線、山鼻西線、都心線) ※運行主体は札幌市交通事業振興公社	路面電車
千葉県	千葉市	千葉都市モノレール(一号線、二号線)	モノレール
神奈川県	横浜市	横浜シーサイドライン(金沢シーサイドライン)	新交通
愛知県	名古屋市	名古屋ガイドウェイバス(ガイドウェイバス志段味線)	新交通
京都府	京都市	京福電気鉄道(北野線、嵐山本線)	路面電車
大阪府	大阪市	大阪市高速電気軌道(三号線、五号線、六号線、八号線、南港ポートタウン線)	地下鉄・新交通
大阪府	大阪市	阪堺電気軌道(上町線)	路面電車
兵庫県	神戸市	神戸新交通(ポートアイランド線、六甲アイランド線)	新交通
岡山県	岡山市	岡山電気軌道(東山本線、清輝橋線)	路面電車
広島県	広島市	スカイレールサービス(広島短距離交通瀬野線)	モノレール
広島県	広島市	広島高速交通(広島新交通一号線)	新交通
広島県	広島市	広島電鉄(本線、宇品線、江波線、横川線、皆実線、白島線)	路面電車
福岡県	北九州市	北九州モノレール(小倉線)	モノレール
熊本県	熊本市	熊本市交通局(幹線、水前寺線、健軍線、上熊本線、田崎線)	路面電車

○ 複数の都道府県に跨がって敷設される路線のうち、都道府県内において一の指定都市内で完結するもの

都道府県	市町村	軌道路線	種類
京都府 滋賀県	京都市 (大津市)	京阪電気鉄道(京津線)	路面電車

都道府県から指定都市へ事務・権限の移譲を検討している路線 (道設政令、道設省令関係)

参考資料2

○鉄道線路の道路への敷設する申請区間が政令市内で完結するもの(1/2)

都道府県	市町村	鉄道路線
北海道	札幌市	北海道旅客鉄道(函館線、札沼線)
北海道	札幌市	札幌市交通局(東豊線、東西線、南北線)
宮城県	仙台市	東日本旅客鉄道(仙石線)
宮城県	仙台市	仙台市交通局(高速鉄道南北線、高速鉄道東西線)
埼玉県	さいたま市	埼玉新都市交通(伊奈線)
神奈川県	横浜市	横浜市交通局(高速鉄道3号線、高速鉄道4号線)
神奈川県	横浜市	横浜高速鉄道(みなとみらい21線)
神奈川県	川崎市	東急電鉄(田園都市線)
神奈川県	川崎市	京浜急行電鉄(大師線)
静岡県	浜松市	遠州鉄道(鉄道線)
愛知県	名古屋市	名古屋臨海高速鉄道(西名古屋港線)
愛知県	名古屋市	名古屋市交通局(高速鉄道1号線、2号線、4号線、6号線)
愛知県	名古屋市	名古屋鉄道(瀬戸線)
愛知県	名古屋市	上飯田連絡線(上飯田連絡線)
京都府	京都市	西日本旅客鉄道(山陰線)
京都府	京都市	京都市交通局(高速鉄道烏丸線、高速鉄道東西線)
京都府	京都市	京阪電気鉄道(鴨東線)
京都府	京都市	阪急電鉄(京都線)

都道府県から指定都市へ事務・権限の移譲を検討している路線 (道設政令、道設省令関係)

○鉄道線路の道路への敷設する申請区間が政令市内で完結するもの(2/2)

都道府県	市町村	鉄道路線
大阪府	大阪市	中之島高速鉄道(中之島線)
大阪府	大阪市	大阪外環状鉄道(おおさか東線)
大阪府	大阪市	近畿日本鉄道(難波線)
大阪府	大阪市	関西高速鉄道(JR東西線)
大阪府	大阪市	阪神電気鉄道(本線)
大阪府	大阪市	西大阪高速鉄道(阪神なんば線)
大阪府	堺市	泉北高速鉄道(泉北高速鉄道線)
兵庫県	神戸市	山陽電気鉄道(本線)
兵庫県	神戸市	神戸高速鉄道(東西線、南北線)
兵庫県	神戸市	神戸市交通局(海岸線、西神線、山手線)
兵庫県	神戸市	神戸電鉄(有馬線)
兵庫県	神戸市	阪神電気鉄道(本線)
広島県	広島市	広島高速交通(広島新交通1号線)
福岡県	福岡市	福岡市交通局(1号線、2号線、3号線)
福岡県	福岡市	西日本鉄道(天神大牟田線)

都道府県から指定都市へ事務・権限の移譲を検討している路線 (道設政令、道設省令関係)

○鉄道線路の道路への敷設する申請区間が政令市を起点として隣接市の区域に渡るもの

都道府県	市町村※	鉄道路線
神奈川県	横浜市 (藤沢市)	相模鉄道(いずみ野線)
神奈川県	横浜市 (藤沢市)	横浜市交通局(高速鉄道1号線)
愛知県	名古屋市 (日進市)	名古屋市交通局(高速鉄道3号線)
大阪府	大阪市 (寝屋川市) (枚方市)	京阪電気鉄道(京阪本線)
京都府	(京都市)	

※上段が申請区間の起点となる政令市